

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)平成30年度第3四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大気汚染常時監視用 此花区役所測定局風 向風速計ほか7台修 繕	理化学機器	(株)小笠原計器 製作所	3,016,440	平成30年10月5日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
2	大気汚染常時監視用 硫黄酸化物・浮遊粒 子状物質自動測定機 等(清江小学校測定 局ほか5か所)修繕	理化学機器	安井器械(株)	2,014,200円	平成30年12月26日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
3	西南環境事業セン ター ガス吸収式冷 温水機修繕費	産業用機器	(株)日立ビルシステ ム	1,859,760円	平成30年12月13日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

風向風速計（此花区役所測定局ほか7か所） 修繕

2 契約の相手方

(株)小笠原計器製作所

3 随意契約理由

今回修繕を実施する風向風速計は、大気汚染防止法第22条に基づき、風向・風速の自動測定を行う機器である。

当該機器については、(株)小笠原計器製作所が製造したものであり、本修繕内容である風向風速計発信器の取り外し、運搬、分解、清掃、再塗装、部品交換（ベアリング・扉ガラス）及び測定精度を維持するために精密な調整にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造・機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

また、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本修繕を実施できるのは(株)小笠原計器製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

硫黄酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機ほか2点 修繕

2 契約の相手方

安井器械株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を実施する硫黄酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び微小粒子状物質自動測定機は大気汚染の常時監視を行う機器である。

当該機器については、東亜ディーケーケー株式会社が製造したものであり、本修繕内容であるβ線源の交換及び測定精度を維持するための精密な調整にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造・機能に関する専門知識及び技術が不可欠である。

なお、販売後の機器修繕については、大阪府下においては唯一の代理店である安井器械株式会社がすべて実施している。

したがって、責任の一貫性を保ち機器の修繕を円滑に実施するためには、上記会社で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ (電話番号 06-6615-7981)

随意契約理由書

1 案件名称

西南環境事業センター ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本業務は西南環境事業センター（以下、「当該施設」という。）におけるガス吸収式冷温水機（以下、「当該設備」という。）の高温再生器フロート弁および溶液濾過精製装置が経年劣化により性能低下を起こしていることから、劣化部品について整備、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を図るものである。

当該設備は（株）日立ビルシステムが独自に有する技術により製造したものであり、本業務については、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本業務に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）日立ビルシステムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）